

議案第 4 号

九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について

九十九里地域水道企業団規約を別紙のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による協議を行うに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約

九十九里地域水道企業団規約（昭和４６年千葉県指令第２４５９号）の一部を次のように改正する。

本則に次の１章を加える。

第５章 解散

（解散した場合の事務の承継及び決算審査）

第１５条 企業団が解散した場合には、千葉県企業局がその事務を承継する。

２ 前項の場合において、企業団の企業長が調製した決算については、千葉県の監査委員が審査を行い、その意見を付けて千葉県の議会の認定に付すものとする。

附 則

この規約は、千葉県知事の許可の日から施行する。

(参考)

九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約新旧対照表

改	正	後	改	正	前
第1章～第4章 略 第5章 解散 (解散した場合の事務の承継及び決算審査)			第1章～第4章 略		
第15条 企業団が解散した場合においては、千葉県企業局がその事務を承継する。					
2 前項の場合において、企業団の企業長が調製した決算については、 <u>千葉県の監査委員が審査を行い、その意見を付けて千葉県の議会の認定に付すものとする。</u>					
以下 略			以下 略		